

静岡県里親連合会

1 「里親支援事業」の強化について

静岡県が児童家庭支援センターに里親支援事業を委託したことにより、各地域においては、里親、児童家庭支援センター、児童相談所の三者連携により里親の啓発から研修、養育支援等がすすんできました。一方で、児童家庭支援センターがないために里親支援事業が委託されていない地区や、里親支援事業の担当エリアが広く十分な事業実施が行われていない地区があります。今後は、三者連携だけでなく、市町の担当課及びそれ以外の課、ならびに NPO 及び市民団体等とも連携を図り、里親制度が市民にとって身近になるとともに、里親と里親家庭で暮らす子どもが市民生活において不便や特別な遠慮を感じなくて良い社会づくりができるよう御配慮をお願いします。あわせて、事業実施に課題を抱える地区においては一刻も早い課題の解消をお願いします。

- (1) 里親支援事業を中心とした里親支援ネットワークの構築
- (2) 西部地区における里親支援事業の設置
- (3) 里親支援事業の受託者が委託事業を適正に実施できるための支援体制等の整備

2 里親制度の推進について

里親制度が注目されている一方で、里親制度に対する理解が十分進んでいないのが実情です。福祉・教育・医療等の関係各所への里親制度と運用の周知を図り、配慮と支援が推進されるようご配慮をお願いします。また、里親制度が公的制度であるという社会的認知度が低く、里親養育は施設養護と異なり一般家庭の養育と同様に扱われています。そのため、里親が委託児童に関することや里親支援にあたる里親会活動、関係機関との会議への出席等のために仕事を休むことが認められやすい社会環境の整備について、ご配慮をお願いします。

- (1) 市町・保健センター・教育委員会・施設・医療機関・子育て支援団体の窓口や担当職員が里親制度を理解し、円滑な制度運用がなされるための周知徹底
- (2) 兵庫県明石市が里親となる職員の休暇取得を認めた例に見られるように、行政機関から里親休暇の導入や里親活動に参加する際の休暇取得を可能にする取組の実施、あるいは、里親が養育や活動に参加するために職場等の配慮を得られるようになる取組の創出

3 里親養育支援の充実について

支援を必要とする子どもにとって適切とされる里親養育の充実が望まれます。里親における家庭養護は、私的な場で行われる社会的制度にもとづいた養育です。養育上の課題は里親個人だけが抱える問題ではないので、児童相談所をはじめ医

療保健関係・学校・市町行政などの関係機関と連携・協働していくことが大切です。そこで、家庭養育としての里親養育と里親養育支援に係る次の事項について特段のご配慮をお願いします。

- (1) 児童福祉司の増員（常勤職員の配置、専門性の確保）
- (2) 委託時の社会的・心理的アセスメントの充実とそれに基づく養育支援
- (3) 愛着障害、発達障害、知的障害のある子ども、虐待を受けた子ども等に対する養育支援の充実（関係機関との連携を含む）
- (4) 家出、盗み、傷害、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、性的事故などの思春期の問題を抱えた子どもに対する養育支援の充実

4 児童の社会的な活動へ参加する機会の推進について

自立後の若者が社会生活を健全に継続していくためには生活においても精神的においても孤立しないことが大切です。自立後に孤立しないようにするためには、児童期から社会性を養うことが重要であり、それは、部活動や社会的な活動に参加し、同年代や年代の違う人たちとともに活動することが有効です。しかしながら、自立を控えた高校生の部活動費用は措置費で保障おらず、県単独事業である地域活動参加費も年1回1,500円までとなっており、その機会を十分に推進できるものではありません。そこで、高校生の部活動費用の支弁と地域活動参加費の増額についてご検討くださるようお願いいたします。

5 措置解除後の児童に対する支援について

社会的養育自立支援事業の対象は、措置解除前に継続支援計画が作成されて認められた者となっていますが、それでは事業開始の前の年度に措置解除になった者は継続支援計画が作成されていないため支援の対象から外れてしまいます。遡及して計画作成して支援の対象とするか、あるいは県の独自事業で支援していたかどうか等の対応についてご検討くださるようお願いいたします。

特に、里親家庭においては、元委託児童が安定した就労ができずに住まいを失うなどの理由から元委託児童を里親家庭に居住させ、生活や就労の相談に対する支援を行うことは少なくありません。この場合、居住に関する費用及び生活費は里親個人の持ち出しとなっており、深刻な課題となっています。そのため、措置解除後の児童の居住に関する支援及び生活費支援については早急に対応いただけるようご配慮をお願いします。

6 当事者参画の機会について

里親制度の成熟ならびに里親養育の向上には、当事者の体験に基づいた権利擁護の推進や養育方法の構築が有効です。また、措置中から措置解除後の自立支援においても当事者が活動に参画し、セルフアドボカシーの機会を得ることはエンパワメントの視点から重要であると考えられます。当事者の自立活動への参画の機会の創出と充実についてご配慮をお願いします。

7 里親及びファミリーホームの処遇改善等について

里親及びファミリーホームは、児童養護施設等と同じく公的制度による社会的養護の担い手ですが、里親及びファミリーホームを担う者に対する処遇は、児童養護施設等とは差があります。里親及びファミリーホームは、児童養護施設等の専門職と同等の専門性はなく、専門性に対するインセンティブを得ることは難しいと思います。しかし、一方で私生活と私財を社会に提供しているという点においては、より高いインセンティブを得るに値するものと考えています。また、優遇制度等においても、里親家庭が児童養護施設等と同等の扱いを受けることができるようご配慮ください。

- (1) 養育中の里親一人につき、児童養護施設等に支給されている処遇改善加算と同額の手当の支給（ファミリーホームは既に処遇改善加算の対象となっている）
- (2) 社会福祉事業の用に供する自動車の自動車税の課税免除の対象に、里親及びファミリーホームを追加

8 民間社会福祉活動促進事業への助成について

里親養育の充実と里親制度の促進を目的とする標記事業に、県費の継続助成をお願いします。

① 里親促進事業	}	事業費	3, 315千円
② 里親月間事業		助成希望額	2, 760千円
③ 里親賠償責任保険事業			
④ 里親研修事業			
⑤ 里親専門相談サポート事業			